

他社で新しいスキル、 身につけてみませんか？

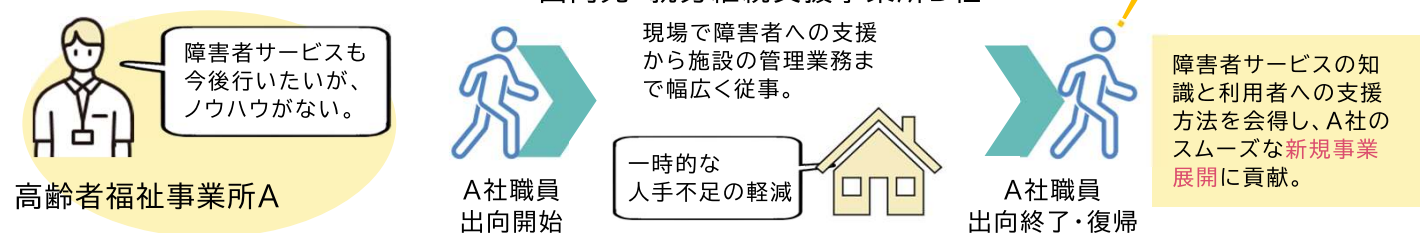
在籍型出向で産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)が利用できます

労働者のスキルアップといえば、まず企業内でのOFF-JTやOJTを思い浮かべますが、他社で**実務的なスキル**を身につけられる「在籍型出向(外部OJT)」という手法もあります。

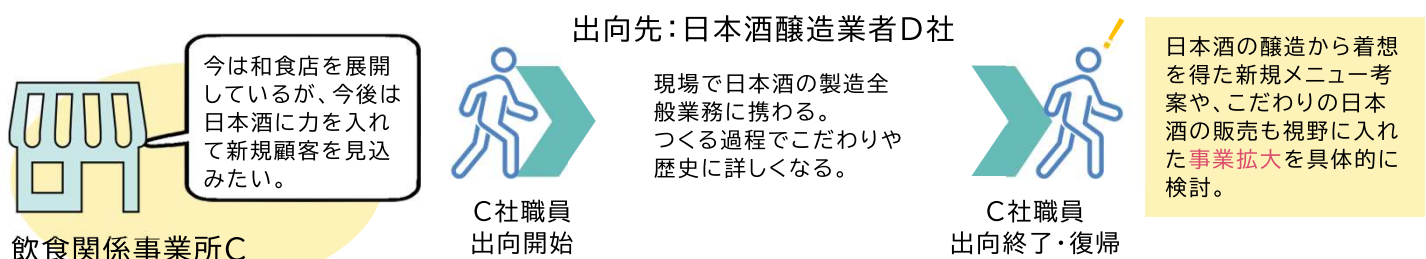
「産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)」では、「在籍型出向」で労働者のスキルアップに取り組む事業主に対し助成を行っています。積極的な活用をご検討ください。

例えばこんな場合に活用できます

①新規事業を考えている場合



②事業拡大を考えている場合



スキルアップ支援コースのポイント

助成対象となる「在籍型出向」とは？

- ・1か月以上2年以内の出向であること
- ・労働者のスキルアップを目的としていること
- ・出向期間終了後、元の事業所に戻って働くことが前提であること
- ・労働者の出向復帰後は、賃金を5%以上アップさせること

会得したスキルを
元の企業で
活かしましょう！



▶「賃金5%以上アップ」にはベースアップなども算定できます

助成金の審査にあたっては、出向前の賃金と「出向復帰後の賃金(6か月間)」を比較します。
この「出向復帰後の賃金」には、例えば以下のケースのようにベースアップや賃金改定、出向復帰後に新たに付与する手当なども算定対象となります。

対象者	出向期間	出向前賃金	最低賃金改定 (+51円)	R7.4.1時点 ベースアップ反映	R8.4.1時点 ベースアップ反映
出向者A 	R7.1.1～ R8.3.31	20万円	-	20.5万円 (+5,000円)	21万円 (+5,000円)
出向者B 	R7.1.1～ R7.12.31	基本給20万円	-	基本給20.5万円 技術手当0.5万円	-
出向者C 	R6.10.1～ R7.9.30	月18.4万円 (時給1,150円)	月19.2万円 (時給1,201円)	月20万円 (時給1,250円)	-

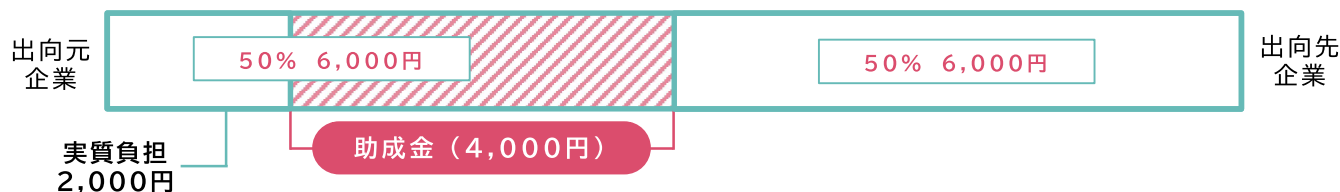
※変動給や、固定残業代、労働と直接関係が薄い手当などは算定できない場合もあります。

助 成 内 容

- ・出向元事業主が負担した「出向中の賃金の一部」について、最長1年間助成
- ・中小企業は2/3、それ以外の企業は1/2を助成
- ・上限額は出向者1人1日あたり8,635円まで

< 支給額イメージ：賃金12,000円/1日 の従業員を、出向元賃金負担50%で出向させる場合 >

※中小企業の場合



Q & A

Q1. どのようにして出向先をみつけたらいいですか。

A.「(公財)産業雇用安定センター」では、無料で出向に関する相談に応じています。

Q2. 出向先は異業種である必要がありますか。

A.スキルアップが目的であれば、出向先は同業種でも異業種でも大丈夫です。

産業雇用安定センター
ホームページ



申請・お問い合わせ先

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)の詳細については、厚生労働省のHPでご確認ください。ご不明な点は、愛媛労働局助成金センターまでお問い合わせください。

【愛媛労働局 職業安定部職業対策課分室 助成金センター】

松山市勝山町2-6-3 FJ松山ビル2階

電話番号 089-987-6370

受付時間 8:30～17:15(土・日・祝日、年末年始(12/29～1/3)は閉庁しております)

厚生労働省
ホームページ



在籍型出向で新しいスキルを身につけてみませんか？ 「産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）」のご案内

「在籍型出向」では、自社にはない実践での経験による新たなスキルの習得が期待できます。
労働者のスキルアップを在籍型出向で行い、条件を満たした場合には、**出向元事業主に対しての助成金**が支給されます。積極的にご活用ください。

■ 助成対象となる「出向」とは？

- 労働者のスキルアップを目的とすること。
 - 出向した労働者は、出向期間終了後、元の事業所に戻って働くことが前提であること。
 - 労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させること。
- * 上記は複数ある要件の一例になります。詳しくは厚生労働省のHPに掲載しております。

部分出向も助成対象

部分出向とは出向期間中に
出向先事業所と出向元事業所の両方で勤務を行うことです。
部分出向を行う場合は、次のaおよびbを満たすこと。

- a. 出向先事業所で勤務を行う日と同一日に
出向元事業所において勤務を行わないこと。
- b. 出向期間中における1か月ごとの
出向先事業所で勤務する予定の日数が
出向元事業所において出向を行う前の原則1か月の
所定労働日数の半分以上であること。

■ 助成の内容

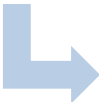
対象：出向元事業主（企業グループ内出向の場合は支給されません）

	中小企業	中小企業以外
助成率	2 / 3	1 / 2
助成額	以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年まで） イ 出向労働者の出向中の賃金※1のうち出向元が負担する額 □ 出向労働者の出向前の賃金の1 / 2の額	
上限額	8,635円※2 / 1人1日当たり （1事業所1年度あたり1,000万円まで）	

※1 出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。
※2 雇用保険の基本手当日額の最高額（令和6年8月1日時点）。毎年8月に改正されるためご注意ください。

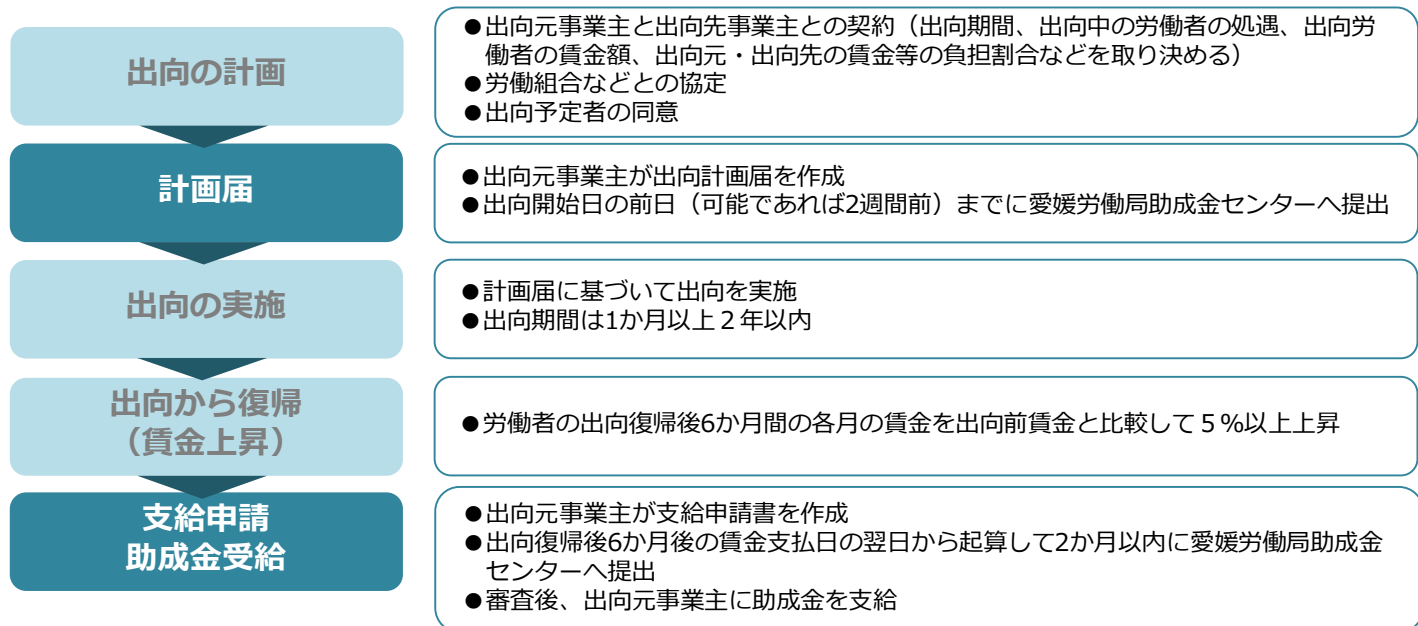
助成額の算出例（イメージ）

- 〈条件例〉
- ・出向元は**中小企業**
 - ・出向前の賃金日額、出向中の賃金日額はいずれも**9,000円**
 - ・出向元賃金負担**3,600円**、出向先賃金負担**5,400円**（出向元の賃金負担が4割）
 - ・出向復帰後の賃金日額**9,450円**



助成率：2 / 3
助成額：2,400円（上限額の条件である日額8,635円以下も満たしている）
イ：3,600円
□：4,500円（9,000円×1/2）
となるため、低い額はイとなり、
具体的な金額は 3,600円×2/3＝**2,400円**

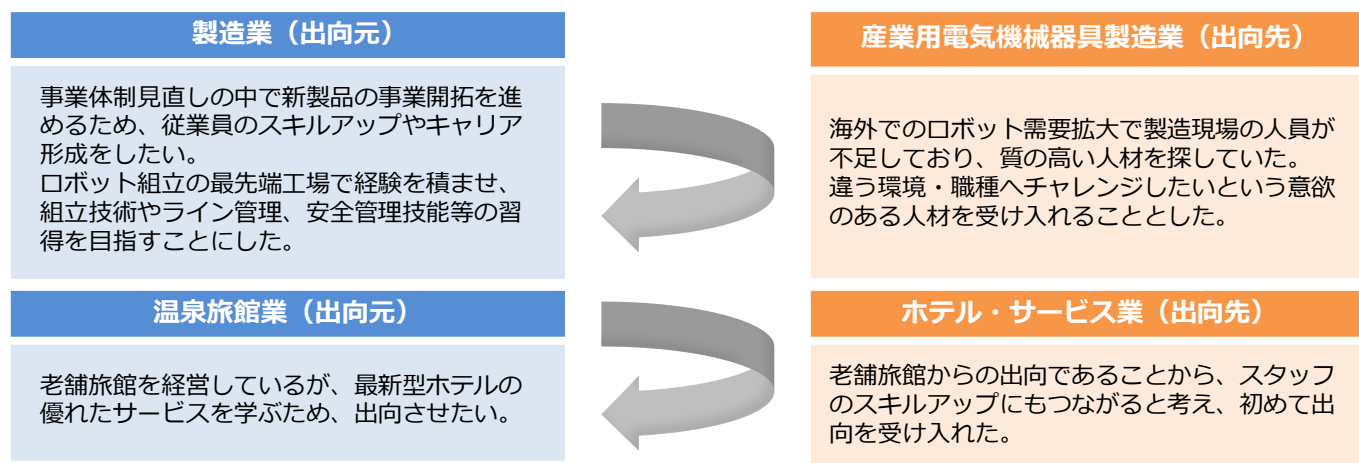
■ 受給までの流れ



■ 実際に出向した方の声

- 異業種経験による新たな活躍の場・視野の広がり
出向元とは違う業務を経験することにより視野が広がり、自信がつく。等
- 専門知識やノウハウの習得による自らや会社の業務分野の拡大への貢献
基礎的な資格を取得し、今後の更なる資格取得やその資格を活かした職業へと視野を広げることができる。等
- 同業種の異なる業務への興味拡大
現場業務のみならず、事務等の後方支援にも興味を持った。等
- 自らの適性・適職の確認
異なる業務を行うことで、自分の適性など、やりたいことが見つけやすくなった。等

■ 「在籍型出向」の活用事例



■ 出向マッチング支援

（公財）産業雇用安定センターではスキルアップ支援コース（在籍型出向）のマッチングを無料で支援しています。出向の仕組みや、契約等に関する相談も承っております。まずはセンターにご相談ください。
※なお、助成金の相談・申請先は愛媛労働局助成金センターです。（公財）産業雇用安定センターではありません。ご注意ください。

【公益財団法人 産業雇用安定センター 愛媛事務所】 松山市三番町4丁目11-1 住友生命松山三番町ビル4階
電話番号 **089-931-5494** ご利用時間 9:00～17:00（土・日・祝日は除きます）

■ 助成金の申請・お問い合わせ先

助成金を受ける際の支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。
ご不明な点は、愛媛労働局助成金センターまでお問い合わせください。

【愛媛労働局 職業安定部職業対策課分室 助成金センター】 松山市勝山町2-6-3 FJ松山ビル2階
電話番号 **089-987-6370** 受付時間 8:30～17:15（土・日・祝日、年末年始(12/29～1/3)は閉庁しております）